

令和4年第2回農業委員会議事録

令和4年2月25日

下妻市農業委員会

令和4年第2回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年2月25日（金） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第6号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第2回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は3番 白井安男君、4番 杉田恒夫君の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

なお、本案のうち、処理番号1号につきましては、稲川委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

(稲川委員：退席)

議長（会長 中山基君）

はじめに、処理番号1号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、13件の申請であります。

はじめに、処理番号1号について、ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小島地内、田、163㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面1ページをご確認願います。

議案番号	1	処理番号	1	担当委員	京空委員
現 地 状 況	申請地は、ハローワーク下妻から南へ約 800m にあり、水稻の刈取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。稲川委員の退席を解きます。

（稲川委員：再入場・着席）

議長（会長 中山基君）

他の12件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

処理番号2号、申請地、小島地内、2筆、田、合計1,843㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、福田地内、田、922㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、加養地内、2筆、畑、合計763㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、原地内、2筆、田畑、合計1,126㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、皆葉地内、2筆、畑、合計2,577㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、村岡地内、2筆、畑、合計1,275㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕

作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が1月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、原地内、3筆、畑、合計2,713㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、下妻及び堀籠地内、3筆、畑、合計720㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願います。

処理番号10号、申請地、下妻地内、2筆、田畑、合計1,700㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号11号、申請地、原地内、田、1,115㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号12号、申請地、本宗道地内、2筆、畑、合計104㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5ページをご覧願います。

処理番号13号、申請地、柳原地内、11筆、畑、合計6,518㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページから4ページをご確認願います。

議案番号	1	処理番号	2	担当委員	京空委員
現地状況	申請地は、ハローワーク下妻から南西へ約1.2km圏内にあり、総上・豊加美ほ場整備区域内の農地であり、現在整備中であった。				
現地調査結果	2月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	3	担当委員	篠崎委員
現地状況	申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北西へ約1kmにあり、 水稲の刈取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	4	担当委員	木村委員
現地状況	申請地は、豊加美小学校から北西へ約450mにあり、麦が作付けされていた。				
現地調査結果	2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	5	担当委員	小島委員
現地状況	申請地は、千代川体育館から南へ約1.2km圏内にあり、水稲の刈取り後で、 きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	6	担当委員	中島委員
現地状況	申請地は、大形小学校から南西へ約1.6km圏内にあり、白菜の収穫後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	7	担当委員	柴崎委員
現地状況	申請地は、筑波サーキットから北へ約1kmにあり、きれいに耕運されていた。				
現地調査結果	2月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	8	担当委員	小島委員
現地状況	申請地は、千代川中学校から南東へ約800mにあり、水稻の刈取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	9	担当委員	森委員
現地状況	申請地は、下妻市総合体育館から東へ約500mにあり、休耕で、樹木、笹竹等が繁茂していた。				
現地調査結果	2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	10	担当委員	森委員
現地状況	申請地は、下妻警察署から南東へ約300mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	11	担当委員	小島委員
現地状況	申請地は、宗道駅から南へ約300mにあり、水稻の刈取り後で、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	12	担当委員	小島委員
現地状況	申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から北西へ約250mにあり、休耕で、少し雑草が生えていた。				
現地調査結果	2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	13	担当委員	飯岡委員
現地状況	申請地は、市営柳原球場から北西へ約800m圏内にあり、一部は野菜、芝が作付けされており、一部は休耕であるがきれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月16日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、横根地内、田、1,771㎡、申請理由は、田畑転換による盛土を行うため、一時転用するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、平沼地内、畑、663㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、1ページ、2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、田畑転換のための盛土であり、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、進入路設置のための道路工事施工承認及び道路占用許可、また、盛土条例に基づく許可が申請済となっております。

参考資料は、3ページ、4ページをご覧願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認を受けております。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の4ページをご確認願います。

議案番号	2	処理番号	1	担当委員	白井委員
現地状況	申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから北西へ約300mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、建設発生土による盛土のため一時転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	2	担当委員	篠崎委員
現地状況	申請地は、JA常総ひかり下妻支店から北東へ約350mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、集合住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発するものあり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページ並びに、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大園木地内、畑、327㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であることから、事業所に近い申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、高道祖地内、2筆、畑、合計646㎡、申請理由は、既存資材置場が手狭であるため、申請地に資材置場を設けるものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、北大宝地内、2筆、畑、合計1,015㎡、申請理由は、日照条件が良好な申請地に太陽光発電設備を設けるものでございます。

8ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、黒駒地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。
農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、5ページ、6ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7ページ、8ページをご覧ください。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9ページ、10ページをご覧ください。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認定及び、東京電力への受給契約は完了しております。また、事業用地内に下妻市の管理する水路敷地が含まれておりますが、払下げするため、公共用財産の用途廃止申請が申請済となっております。

議案書は8ページ、参考資料は、11ページ、12ページをご覧ください。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の5ページから6ページをご確認願います。

議案番号	3	処理番号	1	担当委員	杉田委員
現地状況	申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから東へ約100mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話及び会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、駐車場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	2	担当委員	飯村委員
現地状況	申請地は、高道祖郵便局から南へ約80mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	3	担当委員	白井委員
現地状況	申請地は、騰波ノ江駅から南へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 3名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話及び自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、太陽光発電設備へ転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	3	処理番号	4	担当委員	齋藤委員
現地状況	申請地は、上妻小学校から南西へ約500mにあり、耕作されておらず、繁茂した雑草が枯れていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、畑、2,415㎡、申請理由は、既存事業所に近い申請地に、資材置場兼駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、13ページ、14ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第

1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、進入路設置のための道路工事施工承認及び道路占用許可、また、盛土条例に基づく許可が申請済となっております。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の6ページ中段をご確認願います。

議案番号	4	処理番号	1	担当委員	栗島委員
現地状況	申請地は、砂沼広域公園野球場から北東へ約1kmにあり、耕作されておらず、枯れ草が生えていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場兼駐車場へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

10ページ並びに、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局（綿貫千秋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は10ページ、参考資料は、15ページ、16ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の6ページ下段をご確認願います。

議案番号	5	処理番号	1	担当委員	塚田委員
現地状況	申請地は、高道祖小学校から北東へ約300mにあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	2月21日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発するものあり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、公的機関である農業委員会が、その職務執行にあたり、法令遵守する姿勢を、明文化し、取り組んでいくために、申し合わせ決議を行うものでございます。

内容につきましては、海老澤補佐から説明いたさせます。

事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第6号、「下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、ご説明をさせていただきます。

こちらは、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていく目的で決議するものであり、全国農業会議所からも年に1回以上実施するよう要請がなされているところでございます。

それでは、参考資料に綴ってあります、「議案第6号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の1枚目をめくっていただき、2枚目をお開きください。

こちらが、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）でございます。上段において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の責務について記載し、下段については、申し合わせの内容が記載されております。

それでは、決議（案）について、読み上げさせていただきます。

下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上が決議（案）となります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

課長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決議することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め左様決しました。2枚目の（案）を削除願います。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

11ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、大串地内、畑、2,499㎡の内、900㎡、届出理由は、橋梁修繕工事に伴う、仮設現場事務所及び資材置場として一時転用したく、茨城県より届出されたものであります。去る、1月18日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、古沢地内、登記、畑、現況、宅地、439㎡の内、136㎡、届出理由は、約40年前より、耕作地の一部に農業用倉庫を建築し、無断転用していたため、始末書添付の上、届出されたものであります。去る、1月26日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

12ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、2筆、畑、642㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る2月1日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、原地内、田、827㎡。

届出番号3号、届出地、原地内、田、3,063㎡。

届出番号2号から3号の内容につきましては、届出番号1号と同様であり、同じく、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

13ページをご覧ください。

届出番号4号、届出地、小島地内、田、3,148㎡。

届出番号5号、届出地、二本紀及び今泉地内、10筆、田畑、合計6,007㎡。

届出番号4号から5号の内容につきましても、同様の目的で、去る2月4日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

14ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、14ページから16ページまで13件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和4年第2回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時06分閉会）

議 長 中山 基 _____

署名委員 白井 安男 _____

署名委員 杉田 恒夫 _____